

(案)

仙台市の男女共同参画推進のための
計画のあり方について (素案)

令和 2 年 8 月

仙台市男女共同参画推進審議会

はじめに～答申にあたって～

次回審議会でご審議いただく
「中間案」によりお示しいたします。

令和 年 月

仙台市男女共同参画推進審議会
会長 高浦 康有

目 次

- ❖ 第1章 計画の策定にあたって
 - 1 計画策定の背景
 - 2 男女共同参画せんたいプラン 2016 の振り返り.....

- ❖ 第2章 計画の基本的な考え方

 - 1 計画の位置づけ.....
 - 2 計画の期間
 - 3 計画の基本理念

- ❖ 第3章 基本目標及び施策の方向.....

- ❖ 第4章 計画の推進
 - 1 計画の推進体制
 - 2 計画の評価

参考資料

1	用語解説
2	仙台市男女共同参画推進審議会委員名簿.....
3	計画の策定過程
4	男女共同参画社会基本法.....
5	仙台市男女共同参画推進条例
6	男女共同参画に関する仙台市及び国内外の動き.....

❖ 第1章 計画の策定にあたって

1 計画策定の背景

平成 11 (1999) 年に公布施行された「男女共同参画社会基本法 (以下「基本法」という。)」では、少子高齢化の進展など、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で「男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現」は、21 世紀の我が国社会を決定する最重要課題であり、社会のあらゆる分野において男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を推進することが重要であるとしています。

仙台市では、昭和 59 (1984) 年の婦人青少年課の設置や昭和 62 (1987) 年の「仙台市婦人文化センター (エル・パーク仙台)」の開設、平成 3 (1991) 年の「仙台市女性行動計画」策定など、早くから女性に関する問題や男女共同参画に取り組んできました。

平成 10 (1998) 年には「男女共同参画せんだいプラン—男女平等のまち・仙台をめざして」を策定、平成 13 (2001) 年には (財) せんだい男女共同参画財団を設立し、市民や企業との連携による事業の充実を図りました。

その後、平成 15 (2003) 年には「男女の人権の尊重」「制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮」「政策等の立案及び決定への共同参画」「家庭生活における活動と他の活動との両立の支援」を基本理念とした仙台市男女共同参画推進条例を施行するとともに、2 館目の拠点施設としてエル・ソーラ仙台を開設。平成 16 (2004) 年には、条例に基づく第 1 次計画として「男女共同参画せんだいプラン 2004」を策定しました。以降、平成 21 (2009) 年に第 2 次計画「男女共同参画せんだいプラン [2009 - 2010]」を、平成 23 (2011) 年 9 月には、同年 3 月 11 日に発生した東日本大震災において顕在化した課題を反映させた第 3 次計画「男女共同参画せんだいプラン 2011」を策定し、全国に先駆けて防災・復興における男女共同参画を推進しました。

平成 28 (2016) 年には、前計画を継続し発展させた第 4 次計画「男女共同参画せんだいプラン 2016」を策定し、「政策・方針決定過程への女性の参画」「男女共同参画への理解の促進」「男女の仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス) の実現」「男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり」「女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援」「復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画」の 6 つを基本目標として定め、計画の総合的かつ着実な推進を図りました。

しかしながら、働く場や地域などあらゆる場における女性の参画、DV・性暴力の防止や被害者支援、多様な性のあり方に関する理解の促進など、さまざまな課題は今もなお存在しており、男女共同参画社会の実現はまだ道半ばにあります。

また、令和元 (2019) 年に発生した新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた新しい生活様式など、社会の変化への柔軟な対応も求められています。

社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある持続可能な社会と、性別にかかわらず、誰もが互いにその個性と人権を尊重し合うとともに、多様な生き方を自ら選択し

その能力を十分に発揮できる「男女平等のまち・仙台」の実現に向けては、市民協働による取り組みの中で多様な主体の意見を取り込んできた本市の歴史を踏まえ、市民、事業者、国及び地方公共団体等と連携を図りながら、多様な課題に対応する施策を計画的かつ総合的に推進していく必要があるため、第5次計画にあたる本計画の策定が行われます。

2 男女共同参画せんだいプラン 2016 の振り返り

男女共同参画せんだいプラン 2016 では、6つの基本目標を定めるとともに、基本目標ごとに重点課題を設定し、計画期間の5年間で特に優先的・重点的に取り組む部分について明らかにすることで、計画の総合的かつ着実な推進を目指しました。

重点課題については、取り組みの成果を図るための成果目標と、重点課題に関する状況を把握するためのモニタリング指標を設定し、計画の進捗状況を把握しました。

重点課題を中心に、主な取り組みと今後の課題について以下のとおり振り返ります。

(1) 「基本目標1 政策・方針決定過程への女性の参画」について

重点課題1：市の審議会等における女性委員の登用率の向上

- ・市の審議会等における女性委員の割合については、役職にとらわれない登用や各団体への女性委員の推薦依頼など取り組みの推進を図りましたが、令和元年度時点で目標値には及びませんでした。また、女性委員がいない審議会等もあり、男女の委員の数の均衡を図るため更なる取り組みの推進が必要です。

重点課題2：市の女性職員の管理職への登用促進

- ・新規採用職員や採用7年目職員、主任職員を対象とし、自らのキャリアを主体的に考える意識を養うとともにライフイベントとキャリアプランの調和の重要性を理解することを目的としたキャリアデザイン研修の実施などにより、女性職員のキャリア形成やスキルアップを支援しました。
- ・市役所の女性職員の係長昇任試験受験率については、受験資格を得た女性職員への働きかけなどにより計画策定時からの向上がみられますが、令和元年度時点で目標値には及びませんでした。
- ・市役所における女性管理職の割合についても、計画的な育成や職域の拡大に取り組まましたが、同様に令和元年度時点で目標値には及びませんでした。
- ・これらについては、取り組みの継続が効果につながりますので、引き続き推進していく必要があります。

重点課題 3：企業や地域団体、市民団体等における女性登用に向けた啓発と支援の拡充

- ・企業に向けては、女性管理職候補育成プログラムの実施のほか、企業の経営者や管理職、人事労務担当者等を対象とした女性活躍推進セミナーなどに取り組み、企業における女性登用や女性活躍支援を促進しました。
- ・地域や市民団体に向けては、(公財)せんだい男女共同参画財団(以下「財団という。」)における女性の多様なリーダーシップのあり方を伝える情報誌の発行や、市民活動サポートセンターにおける情報提供・相談対応等を行い、啓発や支援に努めました。
- ・仙台市の小・中学校における女性管理職の割合は、管理職候補者選考の出願に向けた働きかけなどを行いましたが、計画策定時と比べ令和元年度時点で微減となっています。一方、民間企業における女性管理職の割合や、PTA会長や町内会長など地域における女性の割合は、令和元年度時点で若干の上昇がみられます。
- ・いずれも男女差は依然として大きいため、今後も更なる取り組みの推進が求められます。

【図表 1】基本目標 1における成果目標・モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
市の審議会等における女性委員の割合 ※行政委員会を除く	36.9% (平成 26 年度末)	37.1% (令和元年度末)	40%以上 (令和 2 年度末)	成果目標
女性委員がない市の審議会等 (ゼロ審議会)の数 ※行政委員会を除く	0 (平成 26 年度末)	2 (令和元年度末)	0 を維持 (令和 2 年度末)	〃
公募委員が参画している 市の審議会等の数	10 (平成 26 年度末)	12 (令和元年度末)	15 (令和 2 年度末)	〃
市役所の女性職員の係長昇任試験受験率	21.4% (平成 27 年度)	26.2% (令和元年度)	30%以上 (令和 2 年度)	〃
市役所における女性管理職の割合 ※市長部局	14.5% (平成 27 年 4 月 1 日現在)	18.5% (令和 2 年 4 月 1 日現在)	20%以上 (令和 3 年度当初)	〃

(◎：令和元年度時点で目標値達成)

仙台市の小・中学校における女性管理職の割合	17.5% (平成 27 年 4 月 1 日)	17.3% (令和 2 年 4 月 1 日)		モニタリング指標
民間企業(従業員数 100 人以上)における女性管理職(課長相当職)の割合 ※厚労省「賃金構造基本統計調査より	9.2% (平成 26 年・全国)	11.3% ○ (令和元年・全国)		〃

項 目	計画策定時 直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
PTA 会長に占める女性の割合	26.8% (平成 27 年 4 月 1 日)	28.7% ○ (令和 2 年 4 月 1 日)		モニタリン グ指標
町内会長に占める女性の割合	9.9% (平成 27 年 4 月 1 日)	11.3% ○ (令和 2 年 4 月 1 日)		〃

(○：令和元年度時点で計画策定時直近値からの向上)

ー男女共同参画せんだいプラン 2021 に向けた視点ー

・政策・方針決定過程への参画における男女差の改善

(2)「基本目標 2 男女共同参画への理解の促進」について

重点課題 1：男女共同参画に関わる様々な主体との連携による広報・啓発の強化及び学習機会の拡充

- ・財団と市民団体との協働による「男女共同参画せんだいフォーラム」の実施のほか、男女共同参画に関連する課題を取り上げた啓発講座などを実施しました。
- ・これらの取り組みにより、講座の実施数・参加者数ともに目標値を達成しました。男女共同参画が教育や学びの進展とともに育まれてきたことを踏まえ、学びの充実が多様な選択を可能とするという視点に基づき、より一層の強化・拡充が必要となります。

重点課題 2：男性・子ども・若者への啓発の推進

- ・子どもや若者を対象としたキャリア形成支援などにより、自分らしい働き方や生き方を考える機会の提供を行いました。また、男性に対しては、料理教室や育児教室、参加しやすい夜間や土・日曜日開催の介護講座など、家事・育児・介護への参画に向けた啓発事業を行いました。
- ・固定的性別役割分担意識については、反対の割合が上昇し、男女間の差も縮まっています。

【図表2】基本目標2における成果目標・モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
財団による出前講座の実施数	25件 (平成26年度)	43件 ◎ (令和元年度)	35件 (令和2年度)	成果目標
財団が実施する男女共同参画推進講座の参加者数	3,996人 (直近3年間の平均)	6,824人 ◎ (令和元年度)	4,500人 (令和2年度)	〃

(◎：令和元年度時点で目標値達成)

固定的性別役割分担意識についての反対の割合 ※「反対」または「どちらかといえば反対」の合計	男性 36.7% 女性 43.0% (平成26年度)	男性 49.7% ○ 女性 55.6% ○ (令和元年度)		モニタリング指標
男女共同参画推進センターの図書貸出冊数	3,223冊 (平成26年度)	3,095冊 (令和元年度)		〃

(○：令和元年度時点で計画策定時直近値からの向上)

ー男女共同参画せんだいプラン2021に向けた視点ー

- ・多様な選択を可能とするための学びの充実

(3) 「基本目標3 男女の仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現」について

重点課題1：市の職員のワーク・ライフ・バランスの推進

- ・子育て推進・女性職員活躍推進プランを推進する中で、育児休業の取得促進、キャリア形成と子育てを両立してきた職員のロールモデルの紹介、超過勤務縮減に向けた働きかけなどの取り組みが展開されました。男性職員の育児休業については令和元年度時点で目標値を達成したものの、同年度における女性職員の育児休業取得率が99.7%であったことを鑑みると、今後もより一層の取り組みが求められます。

重点課題2：男性の家事・子育て・介護等への参画の促進

- ・個人を対象とした、料理教室や育児教室、参加しやすい夜間や土・日曜日開催の介護講座、母子手帳交付時における妊娠期から職場復帰までに確認すべきポイント等をまとめたリーフレットの配布など、家事・育児・介護への参画に向けた啓発事業や、企業などを対象としたワーク・ライフ・バランス等

に関する出前講座やセミナーなどを行い、男性の家事・子育て・介護等への参画促進を図りました。

- ・「ワーク・ライフ・バランス」という用語は、目標に及ばずも徐々に浸透し、未就学児を持つ男性の一日の平均家事時間も、令和元（2019）年度時点で向上がみられます。
- ・しかし、同年度に実施した市民意識調査結果によると、仕事や学校がある日の家事・育児・介護に費やす時間が、女性が4時間4分であるのに対し男性が1時間9分となっており、男性と女性に差がみられます。また、男性の仕事等に費やす時間が女性より1時間32分長いことも分かりました。
- ・少子高齢化の進行に伴い、育児と介護の二つのケアを同時に担う「ダブルケア」の増加など、今後ますます家庭内における女性の負担増が懸念されます。
- ・男性が家事や育児等から多様な経験を得る機会を損なっているという視点も併せて考えると、男性の家事や育児等への主体的な参画に向けた取り組みと、それを支える環境の整備が必要です。

重点課題3：保育サービスの拡充と多様な子育て支援の展開

- ・保育所等の計画的な整備、預かり保育を実施する幼稚園への助成を進めるとともに、保育所等では一時預かりや延長保育などの取り組みが広がり、いずれも目標値を達成するとともに、保育施設等入所待機児童数も減少しています。
- ・また、保護者が就業等により昼間家庭にいない小学生を対象とした放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）や、すべての小学生の放課後の安全で健やかな居場所づくり等のための放課後子ども教室事業などを行いました。
- ・共働き家庭の増加や就労形態の多様化などにより保育ニーズは増加傾向にあり、今後の動向も見据えながら、引き続き保育の受け皿の確保に努めるとともに、保育士等の確保・育成などにより、幼児教育や保育の「質」の向上等に取り組んでいく必要があります。

【図表3】基本目標3における成果目標・モニタリング指標

項目		計画策定時直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
「ワーク・ライフ・バランス」という用語の認知度		59.4% (平成26年度)	69.6% (令和元年度)	100% (令和2年度)	成果目標
未就学児を持つ男性の一日の平均家事時間 (仕事がある日)		101分 (平成26年度)	119分 (令和元年度)	120分以上 (令和2年度)	〃
男性が参加しやすい介護研修の参加者数の予定人数比 ※夜間または土・日曜日開催	介護ナイター講座	113% (平成26年度)	95.7% (令和元年度)	予定人数の100% (令和2年度)	〃
	土・日曜日を実施する介護講座	156% (平成26年度)	118.3% ◎ (令和元年度)		

項目	計画策定時直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
市役所における男性職員の育児休業取得率	12.2% (平成26年度) ※部分休業含む	15.0% ◎ (令和元年度) ※部分休業含まず	15%以上 (令和元年度)	成果目標
保育施設等の利用定員数	17,321人 (平成27年度当初)	21,144人 ◎ (令和2年度当初)	19,963人 (令和2年度当初)	〃
保育所等の一時預かり延べ利用者数	71,786人 (平成26年度)	106,211人 ◎ (令和元年度)	86,308人 (令和2年度)	〃
保育所等の延長保育利用者数	4,589人 (平成26年度)	5,688人 ◎ (令和元年度)	4,817人 (令和2年度)	〃
病児・病後児保育実施施設数	4 (平成26年度)	6 ◎ (令和元年度)	5 (令和2年度)	〃
介護保険関連施設の定員	3,770人 (平成27年4月1日)	5,241人 (令和2年4月1日)	5,392人 (令和2年度末)	〃

(◎：令和元年度時点で目標値達成)

保育施設等入所待機児童数	419人 (平成27年4月1日)	91人 ○ (令和2年4月1日)		モニタリング指標
既婚女性の結婚・妊娠・出産・育児をきっかけとする退職経験の有無	55.2% (平成26年度)	63.0% (令和元年度)		〃
介護・看護時間の男女比 (介護をしている者対象) (総務省「社会生活基本調査」より)	男性24.5% 女性74.5% (平成23年・全国)	男性27.4% ○ 女性73.2% ○ (平成28年・全国)		〃
宮城県内における女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし)の取得企業数	平成28年度より 制度開始	5社 (令和元年度末)		〃
宮城県内における次世代認定マーク(くるみん、プラチナくるみん)取得企業数	23社 (平成27年4月)	37社 ○ (令和2年4月)		〃
宮城県「女性のチカラを活かす企業」認定企業数	455社 (平成27年4月1日)	314社 (令和2年4月1日)		〃

(○：令和元年度時点で計画策定時直近値からの向上)

－男女共同参画せんだいプラン2021に向けた視点－

- ・ワーク・ライフ・バランスの推進
- ・男性の家事や育児等への主体的な参画
- ・保育の受け皿の確保及び幼児教育や保育の「質」の向上

(4)「基本目標4 男女が共にいきいきと働ける労働環境づくり」について

重点課題1：働く女性の活躍や多様な働き方への支援

- ・女性管理職育成プログラムや働く女性を対象としたセミナーや交流会の実施、起業支援など、さまざまなフィールドの女性に対する支援を行いました。
- ・今後も、結婚や妊娠・出産などのライフイベントに関わらず自らが望むキャリア形成を行える環境づくりを支援する取り組みが求められます。
- ・また、新型コロナウイルス感染症の拡大は市民生活に多大な影響を及ぼしましたが、一方でテレワーク・在宅勤務などの働き方の多様化がみられており、暮らし方や働き方の変化を捉えた支援についても、新たな視点として求められています。

重点課題2：経済団体や関係団体、行政等の連携・協力による取り組みの強化

- ・女性活躍に関する事例紹介やセミナーを実施しました。また、経済団体、金融機関、国の機関、男女共同参画推進団体及び本市からなる「仙台市働く女性の活躍推進協議会」において、関係団体相互の情報共有や、本市が実施する事業に関する意見交換等を行い、女性活躍の推進を図りました。

【図表4】基本目標4における成果目標・モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
働く女性向けの事業参加者数	320人 (平成26年度)	402人 (令和元年度) ※4年間累計 1,797人 ◎	5年間延べ 2,000人 (R2年度)	成果目標

(◎：令和元年度時点で目標値達成)

起業相談件数	男性499人 女性537人 (平成26年度)	男性568名 ○ 女性612名 ○ (令和元年度)		モニタリング指標
25～44歳の女性の有業率 ※総務省「就業構造基本調査」より	68.5% (平成24年度・ 仙台市)	77.4% ○ (平成29年度・ 仙台市)		〃
宮城県における労働者の平均年齢・平均勤続年数 ※宮城県「労働実態調査」より	【平均年齢】	男性42.7歳 女性38.9歳 (平成26年度)	男性42.3歳 女性39.2歳 (令和元年度)	〃
	【平均勤続年数】	男性14.1年 女性10.5年 (平成26年度)	男性14.3年 ○ 女性10.8年 ○ (令和元年度)	

(○：令和元年度時点で計画策定時直近値からの向上)

－男女共同参画せんだいプラン2021に向けた視点－

- ・自らが望むキャリア形成を行える環境づくり
- ・暮らし方や働き方の変化を捉えた支援

(5)「基本目標5 女性に対する暴力の根絶・生涯を通じた健康支援」について

重点課題1：人権尊重、DVの根絶と被害者支援に向けた啓発の推進

- ・DVやデートDV、性暴力の防止について、中学校・高等学校・大学等での出前講座や、啓発リーフレット等の配付などを実施しました。
- ・さらに、「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」（令和2（2020）年6月11日性犯罪・性暴力対策強化のための関係府省会議決定）において、令和2（2020）年から令和4（2022）年までの3年間で性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と定められたことを踏まえ、より一層の取り組みが求められます。

重点課題2：相談窓口のさらなる周知と相談機能の充実

- ・相談窓口を記載した啓発リーフレット等の配付や、DV被害者を支援する業務等に携わる職員を対象にした研修などを実施しました。
- ・成果目標の達成状況については、新型コロナウイルス感染症の拡大により、令和2（2020）年に実施予定としていた市民意識調査が行えず実績数値の把握ができませんでした。全国の状況を見ると、DVを受けた後に相談した人の割合の上昇やDV防止法の認知度の上昇がみられます。
- ・仙台市におけるDVに関する相談件数については減少傾向にあるものの、なお年間2,000件を超える相談が寄せられています。
- ・一方、相談窓口等の認知度については十分とは言えず、より一層の周知が求められます。

重点課題3：被害者支援のための関係機関の連携強化

- ・宮城県とは、保護が必要な被害者について宮城県婦人相談所への連絡及び送致を実施するとともに、宮城県警察本部との連絡調整会議や犯罪被害者支援連絡協議会などを通して、情報交換を行いました。
- ・本市各関係部署に対しては、DV被害者等の情報の保護に関する研修を実施し、情報保護の徹底を図りました。

重点課題4：地域における被害者支援の輪の拡大

- ・DV防止に関する市民講座を実施し、地域の支援者や市民一人ひとりが支援できることについて情報提供し、被害者支援の必要性について理解を促進しました。
- ・また、性暴力の支援に関わる支援者を対象にしたスキルアップ講座を開催し、被害者支援に関わる人材の育成を行いました。

【図表 5】基本目標 5 における成果目標・モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
DVを受けた後に、相談した人の割合	男性 9.1% 女性 58.0% (平成 27 年度)	※新型コロナウイルス感染症の拡大による令和 2 (2020) 年度市民意識調査中止により実績数値未把握	男性 30% 女性 70% (令和 2 年度)	成果目標
DV防止法の認知度	89.7% (平成 27 年度)		100% (令和 2 年度)	〃
仙台市「女性への暴力相談電話」の認知度	39.9% (平成 27 年度)		50% (令和 2 年度)	〃
仙台市におけるDVに関する相談件数	2,508 件 (平成 26 年度)	2,025 件 (令和元年度)		モニタリング指標
婦人相談所一時保護所への送致件数	14 件 (平成 26 年度)	4 件 (令和元年度)		〃
住民基本台帳事務におけるDV被害者の支援措置申出件数	568 件 (平成 26 年度)	752 件 (令和元年度)		〃
宮城県警におけるDVに関する相談受理件数	2,254 件 (平成 26 年)	2,380 件 (令和元年)		〃
宮城県女性相談センターにおけるDVに関する相談件数	1,014 件 (平成 26 年度)	807 件 (令和元年度)		〃
仙台地方裁判所におけるDV防止法に基づく保護命令の新規受理件数	131 件 (平成 26 年)	63 件 (令和元年)		〃

【図表 6】「DVを受けた後に、相談した人の割合」「DV防止法の認知度」(全国調査)

項目	平成 26 年度	平成 27・28 年度	平成 29 年度
DVを受けた後に、相談した人の割合	男性 16.6% 女性 50.3%		男性 26.9% 女性 57.6%
DV防止法の認知度	81.1%		88.0%

(出典) 内閣府「男女間における暴力に関する調査」

— 男女共同参画せんだいプラン 2021 に向けた視点 —

- ・ DVやデートDVの根絶と被害者支援
- ・ 性暴力の根絶と被害者支援

(6) 「基本目標6 復興・未来へつなぐまちづくりにおける男女共同参画」について

重点課題1：女性をはじめ多様な人々が地域活動に関わるための情報提供や環境整備

- ・男女共同参画推進に向けた市民活動を支援するため、エル・パーク仙台の市民活動スペースにおいて情報提供や活動の相談などを行いました。エル・ソーラ仙台では、図書資料スペースや貸室ロビーで多様なテーマを設定し図書紹介を行いました。

重点課題2：地域防災や復興まちづくりを担う女性の人材育成及びネットワークの構築

- ・災害時に女性の視点が反映されるためには、平時から地域で女性が活躍することが重要であり、女性がマネジメント力を高め、地域でリーダーシップを発揮するための力をつける、防災・まちづくり女性人材育成プログラムを実施しました。5年間で参加者100人を目標としており、令和元年度までの4年間で88人となっていますので、概ね達成が見込まれます。
- ・地域防災の担い手として、平時には地域特性を考慮した防災計画づくりや効果的な訓練の企画運営、災害時には地域住民の避難誘導や救出・救護活動の指揮を行うことが期待される「仙台市地域防災リーダー」を養成する講習を開催しました。講習を修了した女性の数は計画策定時を上回っています。

重点課題3：男女共同参画の視点を反映した防災・復興活動の国内外に向けた発信

- ・世界防災フォーラムや仙台防災未来フォーラムにおいて、女性と防災をテーマとしたトークセッション等を行いました。参加者数についても計画策定時から順調に伸びており、目標値を達成しました。
- ・また、防災・まちづくりにおける多様な女性のリーダーシップのあり方を伝える広報誌の発行も行いました。

重点課題4：就業・生活の安定を通じた自立に向けた取り組みの実施

- ・仙台市生活自立・仕事相談センター「わんすてっぷ」において、相談者の属性にとらわれることなく、その方が抱える複雑かつ複合的な課題の解決に向け、支援員が一人一人に合った支援プランを考え、長期間就労していなかった等直ちに就労が難しい方には就業体験等を提供する「就労準備支援事業」等の支援のほか、社会・地域資源や各種福祉制度等の利用調整も図りながら、生活困窮状態から脱却するための伴走支援を実施しました。

- ・また、仙台市母子家庭相談支援センター及び仙台市父子家庭相談支援センターにおける個別の家庭状況・就業適正・就業経験等に応じた就業相談、生活相談及び情報提供、宮城県母子福祉連合会における就業支援講習会を実施しました。
- ・加えて、財団において、10代で十分な学びの機会を得られず、就業や日常生活に影響を受けている女性を対象に、キャリア支援と伴走型の個別学習支援を実施しました。
- ・令和2（2020）年6月12日に公布され順次施行される社会福祉法の改正等により、属性や世代を問わずに相談を受け止める視点が掲げられており、様々な困難を抱える方々への丁寧な支援は、これからも継続して求められます。

重点課題以外の取り組み：多様な性のあり方に関する理解の促進と性的少数者への支援

- ・市民団体との協働により平成30（2018）年度から令和元（2019）年度にかけて、多様な性のあり方に関する理解促進のため、「講師派遣」「居場所づくり」「広報紙発行」「理解促進イベント開催」からなる「にじいろ協働事業」を実施しました。
- ・今後も引き続き、多様な性のあり方を尊重しあう環境づくりに向けた一層の取り組みが求められます。

【図表7】基本目標6における成果目標・モニタリング指標

項目	計画策定時直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
防災・まちづくり女性人材育成プログラム参加者数		23人 (令和元年度) ※4年間累計88人 ◎ (見込)	5年間で100人 (令和2年度)	成果目標
仙台防災未来フォーラム及び関連行事への参加者数	2,000人 (平成27年度)	延べ3,500人 ◎ (平成30年度)	2,600人 (平成30年度)	”

(◎：令和元年度時点で目標値達成見込み)

「仙台市地域防災リーダー」養成講習を修了した女性の数	144人 (全体の24.7%) (平成27年度末)	181人 ○ (全体の25.3%) (令和元年度末)		モニタリング指標
男女共同参画推進センターにおける市民活動スペース等の延べ利用者数 ※	エル・パーク仙台 (市民活動スペース)	28,271人 (平成26年度)	51,101人 (令和元年度)	”
	エル・ソーラ仙台 (市民交流・図書資料スペース)	137,567人 (平成26年度)	99,273人 (令和元年度)	

項 目	計画策定時直近値	令和元年度	目標値	目標・指標
「仙台市生活自立・仕事相談センター わんすてっぷ」における新規相談件数	363 件 (平成 26 年度) ※モデル事業として実施(青葉区のみ)	2,925 件 (令和元年度)		モニタリング指標
「ひとり親家庭相談支援センター」における相談延べ件数	348 件 (平成 26 年度)	732 件 (令和元年度)		〃

(○：令和元年度時点で計画策定時直近値からの向上)

※新型コロナウイルス感染症の流行に伴う施設閉館や発信力強化のためのレイアウト変更の影響のため、計画策定時からの増減については純粋比較が困難です。

－男女共同参画せんだいプラン 2021 に向けた視点－

- ・ 平時からの地域での女性の活躍
- ・ 様々な困難を抱える方々への丁寧な支援
- ・ 多様な性のあり方を尊重しあう環境づくり

❖ 第2章 計画の基本的な考え方

1 計画の位置づけ

(1) 法律上の位置づけ

本計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」に基づく「男女共同参画推進施策の総合的かつ計画的な推進を図るための計画」とします。また、「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画として定めます。

また、「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」に定める市町村基本計画（仙台市DV防止基本計画）及び「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」に定める市町村推進計画（仙台市働く女性の活躍推進計画）を包含するものとします。

(2) 本市の各計画との関係

本計画は、仙台市総合計画（基本計画・実施計画）を上位計画とし、市の関連する分野別の諸計画との整合性が図られた計画とします。

(3) 持続可能な開発目標（SDGs : Sustainable Development Goals）との関連について

SDGs（Sustainable Development Goals）とは平成27（2015）年の国連サミットで採択された令和12（2030）年までの持続可能な開発目標です。「誰一人取り残さない」を理念に、持続可能で多様性と包摂性のある社会を実現するための17のゴール、169のターゲットを定めています。

本計画の推進により男女共同参画社会の実現を目指すことで、SDGsに掲げられた「5 ジェンダー平等を実現しよう」をはじめとした全てのゴールの達成への寄与を図ります。



2 計画の期間

社会情勢の変化、国の動向を踏まえた内容とするため、計画期間は、令和3年度から令和7年度までの5年間とします。

3 計画の基本理念

本計画は、「仙台市男女共同参画推進条例」における基本理念に沿って、男女共同参画に関する施策を推進するものとします。

仙台市男女共同参画推進条例における基本理念

- ①男女の人権の尊重
- ②制度または慣行が男女の自由な選択に及ぼす影響に対する配慮
- ③政策等の立案及び決定への共同参画
- ④家庭生活における活動と他の活動との両立の支援

※仙台市男女共同参画推進条例第3条から要約

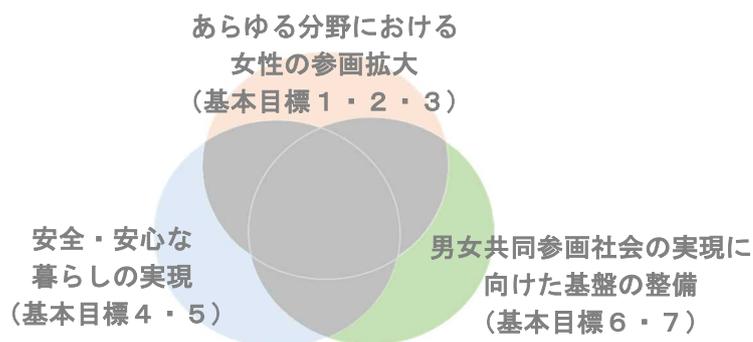
❖ 第3章 基本目標及び施策の方向

－ 計画の構成 －

第1章においてまとめられた「男女共同参画せんだいプラン 2021 に向けた視点」を受けて、国における第5次男女共同参画基本計画における枠組みも勘案し、本計画では次のとおり基本目標を定めます。

男女共同参画せんだいプラン 2021 に向けた視点	基本目標		第5次男女 共同参画 基本計画の 枠組み
<ul style="list-style-type: none"> ・ 自らが望むキャリア形成を行える環境づくり ・ 暮らし方や働き方の変化を捉えた支援 ・ 平時からの地域での女性の活躍 	1	あらゆる分野における女性の多様な力の発揮	あらゆる分野における女性の参画拡大
<ul style="list-style-type: none"> ・ 政策・方針決定過程への参画における男女差の改善 	2	政策・方針決定過程への女性の参画	
<ul style="list-style-type: none"> ・ ワーク・ライフ・バランスの推進 ・ 保育の受け皿の確保及び幼児教育や保育の「質」の向上 	3	仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）の実現	
<ul style="list-style-type: none"> ・ DVやデートDVの根絶と被害者支援 ・ 性暴力の根絶と被害者支援 	4	配偶者等からの暴力(DV)や性暴力の根絶、性と健康への理解と支援の促進	安全・安心な暮らしの実現
<ul style="list-style-type: none"> ・ 様々な困難を抱える方々への丁寧な支援 ・ 多様な性のあり方を尊重しあう環境づくり 	5	貧困などの困難に対する支援と性のあり方や障害の有無など一人ひとりの多様性の尊重を通じた共生社会づくり	
<ul style="list-style-type: none"> ・ 男性の家事や育児等への主体的な参画 	6	男性による男女共同参画の推進	男女共同参画の実現に向けた基盤の整備
<ul style="list-style-type: none"> ・ 多様な選択を可能とするための学びの充実 	7	男女共同参画を推進する学びと協働の充実	

施策の実施にあたっては、それぞれの基本目標が密接に関係し合いながら、波及的に効果を発揮することを目指します



－ 計画の体系 －



地域や企業など、あらゆる分野において、女性の力の発揮が求められています。

地域においては、多様化する課題の解決に、女性をはじめとした多様な担い手が求められています。また、東日本大震災の経験や「仙台防災枠組 2015-2030」を踏まえ、平常時からあらゆる施策の中に男女共同参画の視点を含める重要性や、地域において平時から女性が発言力をもってまちづくりに参画しリーダーシップを発揮することが災害時の男女共同参画においても重要であるとの視点のもと、引き続き防災・まちづくりに関する男女共同参画の推進が必要です。

働く場においては、令和元（2019）年6月5日に「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」（女性活躍推進法）が改正され、一般事業主行動計画の策定義務の対象拡大や女性活躍に関する情報公表の強化など、女性の活躍について更なる推進を行っていく方針が明確になっています。

長時間労働に代表される男性中心型労働慣行からの脱却や多様で柔軟な働き方の実現、自らが望むキャリア形成を行える環境づくりなどに向けて、企業や経済団体、関係団体、行政等が連携しながら、より一層取り組んでいく必要があります。

また、起業家や自営業者、農業者として力を発揮している、あるいはそれを目指している方への活動に対する支援も重要です。「日本一起業しやすいまち」を目指す本市として、地域活性化のみならず、あらゆる場において女性が活躍することにより男女共同参画の浸透を目指すという視点においても、推進が求められています。

男女共同参画社会の実現に向けて、あらゆる分野において女性が多様な力を発揮できる環境づくりと支援を推進する必要があります。

◆ 施策の方向

1	働く女性の多様な活躍を支援する
2	起業家や自営業に従事する女性を支援する
3	女性の活躍を支える環境づくりを推進する
4	防災・まちづくりに関する男女共同参画を推進する

【想定される取り組み例】

施策の方向1

- ・働く女性の交流支援
- ・企業等における女性人材育成の支援
- ・就業自立相談
- ・自らが望むキャリア形成を行える環境づくり

施策の方向2

- ・仙台市起業支援センター「アシ☆スタ」における起業支援
- ・女性農業者団体への活動支援

施策の方向3

- ・女性活躍やワーク・ライフ・バランス等に関するセミナー等の実施
- ・働く女性のネットワークとの協働
- ・経済団体、行政等による協議会の運営

施策の方向4

- ・町内会活動における担い手育成支援
- ・防災・まちづくりにおける女性人材育成の支援
- ・仙台市地域防災リーダーの養成
- ・大規模災害時における女性支援センターの運営
- ・女性と防災に関する発信・継承

・・・等

急速な少子高齢化や市民ニーズの多様化など、社会経済情勢が変化する中で、仙台市が豊かで活力ある都市として発展し続けるためには、女性をはじめとする多様な人材の社会参画を促し、あらゆる分野に多様な視点を導入していくことが必要です。

しかしながら、自治体や企業、地域など、あらゆる場における政策・方針決定過程への女性の参画は徐々に拡大しているものの、低い水準にあるのが現状です。

男女共同参画社会の実現においては、女性のエンパワーメントに向けて、必要な範囲において「ポジティブ・アクション」（積極的改善措置）を進めることにより、実質的な機会均等の実現を図ることが求められています。

事業主としての本市が率先して、あらゆる分野における女性登用促進や女性職員の管理職登用促進等に取り組むことはもとより、企業や地域等の方針の立案や決定の場への女性の参画も十分とはいえないことから、引き続き企業や地域等におけるリーダー育成の事業にも力を入れて取り組みます。また、そこで育った人材が自らの所属においてその力を発揮するためのフォローアップや、その人材がもたらした効果を広めることも求められます。

また、平成 30（2018）年 5 月 23 日に「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」が施行されたことや、世界的に見ても政治分野における女性参画が進んでいない現状、政治に多様な民意を反映させる重要性を鑑み、政治分野における女性の参画拡大に向けた取り組みについても検討を進める必要があります。

◆ 施策の方向

1	市及び関係団体等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を推進する
2	企業等における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する
3	地域団体や市民団体における方針の立案や意思決定の場への女性の参画を促進する

【想定される取り組み例】

施策の方向 1

- ・市の審議会等における女性委員登用促進
- ・市の女性職員のキャリア形成やスキルアップ支援
- ・政治分野における女性の参画拡大に向けた取り組みの検討

施策の方向 2

- ・(再掲)女性活躍に関するセミナー等の実施
- ・(再掲)企業等における女性人材育成の支援
- ・(再掲)働く女性のネットワークとの協働
- ・(再掲)経済団体、行政等による協議会の運営

施策の方向 3

- ・(再掲)町内会活動における担い手育成支援
- ・(再掲)防災・まちづくりにおける女性人材育成の支援

・・・等

少子高齢化や核家族化、晩婚化の進行に伴い、育児と介護の二つのケアを同時に担う「ダブルケア」の増加など、家庭内における負担の増加が見込まれますが、いまだ家庭内における家事や育児等の担い手は女性に集中しているのが現状です。

また、仕事や家庭以外の面でも、趣味や自己研鑽など、それぞれが望む過ごし方ができることは、人生の充実につながります。それらの活動から得た人脈や視野の広がりや、翻って仕事に新たな視点を取り入れることなどにつながるという面でも、ワーク・ライフ・バランスの実現が求められています。

ワーク・ライフ・バランスについての社会の理解は進みつつありますが、男女が共に家庭生活を担い、責任を分かち合いながら、それぞれの人生の目標実現に向けてライフイメージを持てるよう、個人や企業等に対するさらなる普及・啓発が求められます。

また、ワーク・ライフ・バランスの実現においては、育児や介護を支える環境の整備も欠かせません。人生100年時代の到来に伴う高齢化や、勤労者世帯の過半数が共働き世帯になることなどによる、育児や介護事業における需要増などの変化に適切に対応していくことが求められます。

令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、企業等におけるテレワーク・在宅勤務の導入など、人々の働き方や生き方の多様化が急速に進んでいます。これらの変化は、これまでの女性活躍を阻害していた社会構造や価値観を大きく変える可能性があります。

これらの課題や社会の変化に対応すべく、就業形態に関わらず、男女が共に仕事と家庭生活を担うことができる環境整備や、多様で柔軟な働き方に関する支援を推進する必要があります。

◆ 施策の方向

1	市の職員のワーク・ライフ・バランスを推進する
2	企業等における多様で柔軟な働き方を促進する
3	保育や子育て支援の充実を図る
4	高齢者や障害者の介護・自立支援の充実を図る

【想定される取り組み例】

施策の方向1

- ・長時間労働の是正
- ・子育て推進・女性職員活躍推進プランの推進
- ・男性の家事や育児等への参画の促進

施策の方向2

- ・ワーク・ライフ・バランス等に関するセミナー等の実施
- ・テレワーク等導入に係る相談支援

施策の方向3

- ・保育所整備事業
- ・認定こども園整備補助
- ・預かり保育・延長保育等
- ・放課後児童健全育成事業
- ・放課後等デイサービス事業

施策の方向4

- ・高齢者総合相談・障害者総合相談
- ・地域包括支援センターにおける総合相談

・・・等

基本目標 4

配偶者等からの暴力（DV）や性暴力の根絶、 性と健康への理解と支援の促進

DVや性暴力、性別等に基づくハラスメントなどは、被害者の尊厳を踏みにじる重大な人権侵害であり、心身に長期にわたる深刻な影響を及ぼすことに加え、貧困や様々な困難にもつながることがあり、決して許されるものではありません。しかし、依然としてそれらの被害は後を絶たず、また近年はSNSなどの新たなコミュニケーションツールの広がりに伴い、暴力の多様化や子どもや若年層への被害拡大もみられます。

被害者の多くは女性であり、その背景には固定的性別役割分担意識や経済力の格差など、社会的・構造的な問題があると言われています。

また、令和2（2020）年6月に国において取りまとめられた「性犯罪・性暴力対策の強化の方針」において、令和2（2020）年から令和4（2022）年までの3年間を性犯罪・性暴力対策の「集中強化期間」と定められるなど、性犯罪・性暴力を許さない機運の更なる醸成と対策強化が求められています。

これらのことから、DV・性暴力の根絶と被害者の支援に向けて、単に個人や家庭の問題として見過ごされることのないよう、人権尊重や暴力を容認しない観点からの企業や学校などにおける教育や啓発、関係部署との連携による切れ目のない被害者支援、被害者情報の保護の徹底、地域の支援の輪を広める取り組みなどが求められます。加えて、相談窓口等の認知度向上に向けた取り組みも併せて進める必要があります。

また、女性の心身の状態は、思春期、妊娠・出産期、更年期、老年期といった、ライフステージごとに大きく変化する特性があり、リプロダクティブ・ヘルス/ライツ（性と生殖に関する健康と権利）の視点が重要であることに加え、男女ともにそれらについて理解を深め尊重し合うことについても併せて、効果的な啓発と支援が求められます。

◆ 施策の方向

1	人権尊重や非暴力の観点からの教育の充実を図る
2	男女平等の視点に立った性に関する体系的な教育・啓発を推進する
3	DVの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
4	性暴力の根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
5	性別等に基づくハラスメントの根絶に向けた啓発と被害者支援の取り組みを推進する
6	女性のライフステージに合わせた健康づくりを支援する

【想定される取り組み例】

施策の方向1

- ・ 人権教育の推進
- ・ 若年層への啓発

施策の方向2

- ・ さまざまな教科や学級活動と関連付けた性教育の実施
- ・ 青少年や保護者への相談対応

施策の方向3

- ・ DV防止啓発
- ・ 仙台市配偶者暴力相談支援センター事業
- ・ 男性相談事業の実施
- ・ 民間シェルター活動支援
- ・ 自立支援事業
- ・ DV被害者情報の保護

施策の方向4

- ・ 性暴力防止啓発
- ・ 性暴力被害者の支援体制の推進

施策の方向5

- ・ 企業等への出前講座の実施
- ・ 性別による差別等に関する相談
- ・ 仙台市労働相談室

施策の方向6

- ・ 女性医療相談の実施
- ・ 妊婦健康診査
- ・ 子育て中の女性のための健康支援教室

・・・等

基本目標 5

貧困などの困難に対する支援と性のあり方や障害の有無など一人ひとりの多様性の尊重を通じた共生社会づくり

誰もが安心して暮らすことができるまちづくりに向けては、障害のある方や高齢の方、ひとり親世帯、貧困などの生活上の困難を抱えている方への支援と、共に支え合う社会づくりが重要です。

また、令和元（2019）年に発生した新型コロナウイルス感染症の拡大は雇用や生活等にも影響を与えたため、それにより収入減少や貧困など生活上の困難に直面した方も多くおられます。特に女性は、非正規雇用労働者の割合が高いことなど、経済社会における男女が置かれた状況の違いにより、その影響を強く受けています。またこれらは、平時からの課題が顕在化したという一面を併せ持っています。

さらに、これら困難は様々な形でここにも悪影響を及ぼすため、困難を抱える方の心の健康づくりを支える必要があります。

誰一人取り残されることのない共生社会の実現に向けては、様々な困難を抱える方々の課題解決のため、関係機関や地域団体などと連携した、生活や社会参画における切れ目のない支援を推進することが求められています。

また、令和2（2020）年6月12日に公布され順次施行される社会福祉法等の改正により、就業形態や家庭環境などの属性や世代を問わずに相談を受け止める視点が掲げられました。本市としても、相談しやすい環境づくりや相談事業の拡充に取り組む必要があります。

加えて、共生社会の実現に向けては、性自認・性的指向などの多様な性のあり方に関する理解の促進と、不安や困難を抱える性的少数者に向けての支援も重要となります。市民の理解促進に向けた啓発事業の実施をはじめ、さらなる支援策の検討と実施に取り組むことが期待されます。

◆ 施策の方向

1	男女共同参画の視点からの相談事業の充実を図る
2	心の健康づくりを推進する
3	貧困等により困難を抱える女性等の生活や社会参加を支援する
4	多様な性のあり方を尊重しあう環境づくりを推進する
5	年齢、障害の有無、国籍や文化等の違いにかかわらず多様な人が共に支え合う地域づくりを推進する

【想定される取り組み例】

施策の方向1

- ・女性相談事業の実施
- ・(再掲)男性相談事業の実施
- ・(再掲)性別による差別などに関する相談の実施
- ・自助グループ支援
- ・SNSの活用検討

施策の方向2

- ・こころの健康相談
- ・こころの電話相談
- ・自殺予防対策事業

施策の方向3

- ・仙台市ひとり親家庭相談支援センター事業
- ・生活困窮者等の自立支援事業
- ・住宅確保要配慮者への支援
- ・複合的困難者への支援
- ・学び直しを通じたキャリア支援
- ・アウトリーチ支援
- ・ひきこもり者向け居場所支援事業

施策の方向4

- ・性自認・性的指向など性の多様性に関する理解の促進
- ・性的少数者への支援

施策の方向5

- ・障害者差別解消の推進
- ・障害者就労支援
- ・(再掲)地域包括支援センターにおける総合相談
- ・多言語化による情報の提供
- ・・・等

依然として社会全体に男女共同参画が浸透するに至っていない要因の一つに、幼少のころから長年にわたり形成された固定的性別役割分担意識や性差に関する偏見、固定観念、アンコンシャス・バイアス（無意識の思い込み）があります。

令和元（2019）年度に実施した市民意識調査の結果からは、男女ともに固定的役割分担意識についての反対の割合が高まり、また男女間の意識差も縮まってきていることが分かります。しかしその一方で、家事や育児等に費やす時間については男性と女性に大きな差がみられます。

令和2（2020）年3月の第64回国連女性の地位委員会において採択された「第4回世界女性会議25周年における政治宣言」においては、「男性と男児はジェンダー平等の戦略的なパートナーであり、社会変革のための重要な主体」であるとの確認がなされています。国際的にも、男性が男女共同参画における主体と認識し、家事や育児等へ積極的に参画することが求められています。

また、家事や育児等からは、生活者の視点や経済感覚等の習得、子育てを通じた幸福感などが得られますが、男性がその機会を損なってしまっている点も大きな問題です。

加えて、特に働く世代の男性においては、地域とのつながりが希薄になりがちです。地域活動に従事する方の高齢化が進んできている現状に加え、男性自身も地域活動により新たなつながりを築けるという効果もあるため、男性の地域活動への参画に向けた取り組みが求められます。

これらのことから、男性が、自らが男女共同参画を推進する主体であるとの認識を持つための啓発や、家事や育児、地域活動等への参画を後押しする取り組みが必要です。またそれらは、男性自身が固定的性別役割分担意識に起因して抱える重圧や生きづらさの緩和や精神的孤立の解消にもつながります。

男性が主体的に家事や育児等に参画していくことは、結果的に、女性の負担を軽減し、女性の多様な場での力の発揮を支えることにつながることもつながるため、より一層の取り組みが必要です。

◆ 施策の方向

1	男性の男女共同参画意識を醸成する取り組みを推進する
2	家事・育児・介護への男性の参画を支援する
3	地域活動等への男性の参画を支援する

【想定される取り組み例】

施策の方向1

- ・(再掲)子育て推進・女性職員活躍推進プランの推進
- ・(再掲)男性相談事業の実施
- ・(再掲)女性活躍やワーク・ライフ・バランス等に関するセミナー等の実施
- ・更なる理解と行動の促進に向けた取り組み

施策の方向2

- ・父親の子育て力支援事業
- ・男性が参加しやすいテーマや時間帯を考慮した講座等の実施

施策の方向3

- ・(再掲)町内会活動における担い手育成支援
- ・PTA活動等への父親の参加促進

・・・等

男女共同参画は、女性の教育や学びの進展とともに育まれてきました。

市民一人ひとりが人権尊重や男女共同参画についての意識を高め、自発的に行動する社会の実現のためには、教育や学習機会の充実が必要です。

学びの充実が男女共同参画に根差した多様な選択を可能とするという視点を軸に、教育・学習機会の充実に向けた取り組みを推進する必要があります。

また、男女共同参画の推進においては多様な主体の意見を取り込み反映させていくことが重要であり、引き続き男女共同参画に関する市民活動との協働や支援へ取り組むことが期待されます。

加えて、昨今の高度情報通信社会の進展により、日々大量の情報が発信されています。SNSなど新たな情報発信媒体も登場し浸透してきており、誰もが情報の受容者とも発信者ともなりえる時代となっています。氾濫する情報の中には固定的な性別役割分担意識にとらわれたものなどもあることから、一人ひとりのメディアリテラシーの向上も課題となります。また、広報や啓発においてもSNS等の活用が有効である場合があるため、必要な場面でのSNS等の活用についても検討する必要があります。

男女共同参画における課題の把握と分析のため、市民意識調査を実施し考察のうえ公表するなどの取り組みや、様々な調査・研究の結果の広い活用が求められます。男女共同参画推進センターにおいては、地域における男女共同参画の拠点として、多彩な講座やセミナーの開催に加え、地域が抱える男女共同参画に関する課題を十分に把握するための調査・研究及び情報収集等に引き続き取り組む必要があります。

◆ 施策の方向

1	男女平等や多様性を尊重する意識を育てる教育の充実を図る
2	子どもや若者の多様な選択を可能とする教育の充実を図る
3	男女共同参画推進のための広報・啓発を推進する
4	多様な学びの環境づくりを推進する
5	男女共同参画に関する市民活動への支援の充実と協働の推進を図る
6	男女共同参画に関する調査・研究や情報の収集・提供を推進する

【想定される取り組み例】

施策の方向1

- ・男女平等や多様性を尊重する意識を育てる教育の推進
- ・教職員向け人権教育研修会の実施

施策の方向2

- ・自分づくり教育
- ・楽学プロジェクト
- ・キャリア形成に関する出前講座

施策の方向3

- ・男女共同参画に関する情報発信
- ・相談窓口等の広報
- ・(再掲) SNS の活用検討
- ・男女共同参画の視点に配慮した行政広報

施策の方向4

- ・男女共同参画推進センターでの講座
- ・市民センターでの講座
- ・社会学級
- ・財団等による出前講座等の実施

施策の方向5

- ・男女共同参画に向けた市民活動を促進するための情報提供や支援
- ・市民活動・市民交流スペースの提供
- ・市民団体との協働による男女共同参画推進イベントの実施
- ・(再掲)働く女性のネットワークとの協働
- ・市民活動への若者等多様な主体の取り込み

施策の方向6

- ・男女共同参画に関する市民意識調査の実施
- ・男女共同参画に関する統計情報の公開
- ・・・等

❖ 第4章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 庁内の推進体制

男女共同参画の推進にかかる施策は広範囲にわたるため、全庁的な問題としてとらえていくことが重要です。そのため、市長を本部長とした市の推進体制である「仙台市男女共同参画推進本部」（本部員：各局・区長、会計管理者、各公営企業管理者）が中心となって、庁内の連携を強化し、必要に応じて「仙台市男女共同参画推進本部幹事会」（幹事：各局・区・公営企業主管課長）において横断的な検討・調整を行うなど、実効性のある施策の展開が必要です。

(2) 仙台市男女共同参画推進審議会

男女共同参画に関する知識や経験を有する学識経験者等によって構成されている市の附属機関「仙台市男女共同参画推進審議会」は、市長の諮問に応じて市の男女共同参画の推進に関する重要事項について調査審議するほか、男女共同参画の推進に関し必要な事項についての提言や、本計画の推進状況に関する評価を行います。審議会からの意見や評価を受け、施策の効果的な推進を図ることが求められます。

(3) (公財) せんだい男女共同参画財団との連携

女性の自立と社会参画を促進する事業や、男女平等の推進に向けた市民の様々な主体的な活動の支援事業などを実施している（公財）せんだい男女共同参画財団との連携を強化し、地域の課題を的確に把握するとともに、市民との協働を基調としながら、社会情勢や市民のニーズに対応した事業の展開が求められます。

(4) 経済団体、関係団体、関係行政等との連携

地域全体で取り組みを推進していくため、経済団体や関係団体、関係行政機関等と連携・協力し、一体となって、地域における女性の活躍やワーク・ライフ・バランスの推進、DV被害者に対する支援等の諸施策の取り組みが求められます。

(5) 推進拠点（仙台市男女共同参画推進センター）

「エル・パーク仙台」と「エル・ソーラ仙台」は、本市の男女共同参画推進の拠点施設として機能を分担し、2館体制で運営しています。センターにおいては、市民の学習及び活動の拠点施設として、男女共同参画推進に関する学習・研修事業や情報提供事業、調査・研究や相談支援事業等の一層の充実を図る必要があります。

2 計画の評価

本計画については、重点課題に関する施策や成果目標、基本目標に関連する状況を把握するためのモニタリング指標を中心に、事業担当部局及び市民局男女共同参画課が年度ごとに評価・確認を行い、推進状況を管理する必要があります。また、仙台市男女共同参画推進審議会からの意見や評価も明らかにしたうえでの公表が求められます。

推進状況に対する審議会や市民からの意見や、国の動向、社会情勢の変化等を施策に反映させながら、計画を着実に推進していく必要があります。

参考資料

1. 用語解説
2. 審議会委員名簿
3. 計画の策定過程
4. 男女共同参画基本法
5. 仙台市男女共同参画推進条例
6. 男女共同参画に関する仙台市及び国内外の動き

を予定しております。

1については中間案により、
2～6については答申案により
お示しいたします。